神戸市長田区マスコットキャラクター「なぁタン」の着ぐるみ貸出に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，神戸市長田区（以下，「区」という。）を広くＰＲし，区のイメージアップに資するために作成した区マスコットキャラクター「なぁタン」の着ぐるみ（以下，「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し，必要な事項を定めるものとする。

（権利）

第２条　着ぐるみに関する一切の権利は，神戸市（以下，「市」という。）に属する。

（貸出）

第３条　神戸市長田区長（以下，「区長」という。）は，区の業務に支障を及ぼさない範囲において，着ぐるみの貸出しを希望する者（以下，「申込者」という。）に着ぐるみを貸し出すことができる。

（貸出物品）

第４条　「なぁタン」着ぐるみ及びその装備品（付属品）とする。

（貸出申込）

第５条　申込者は，あらかじめ「なぁタン」着ぐるみ貸出申込書（様式第１号。以下，「申込書」という。）を区長に提出しなければならない。

２　申込者は，前項の申込書を，貸出日の属する月の６月前から貸出日の７日前までの期間に提出しなければならない。なお，区長が特別の事情があると認めたときは，この限りでない。

（貸出承認の通知）

第６条　区長は，申込書の提出があったときは，当該申込みの内容（以下，「申込み内容」という。）を審査し，貸出の承認又は不承認を行う。貸出の承認又は不承認は，申込者に対し，「なぁタン」着ぐるみ貸出承認書（様式第２号）又は「なぁタン」着ぐるみ貸出不承認書（様式第３号）により通知する。

２　同一時期に複数の申込書の提出があったときは，原則として先着順とする。

３　区長は，第１項に規定する貸出の承認の通知をした後であっても，区の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めたときは，貸出の承認を取り消すことができる。

（貸出承認基準）

第７条　区長は，申込み内容が次の各号のいずれかに該当するときは，着ぐるみの貸出を承認しない。

(1) 区の品位を傷つけ，又はイメージアップの妨げになるとき。

(2) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(3) 特定の個人，企業，政党又は宗教活動について支援し，公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
(4) 営利目的の活動に使用するとき。
(5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
(6) 前各号に掲げるもののほか，着ぐるみの使用について，第１条の趣旨に反すると認められるとき。

（貸出期間）
第８条　貸出期間は，原則として，着ぐるみを使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日を加えた期間とする。ただし，貸出期間は，７日間以内とする。ただし，貸出期間が重複しない場合で，区長が必要と認めたときは，この限りでない。

（利用料）
第９条　利用料は，５日以内で２，０００円とする。
２　５日を超えて着ぐるみを使用する場合は，１日につき５００円を追加して徴収する。
３　利用料について，次の各号に該当するときは，無償とする。
(1) 市が行う啓発活動又は市主催（共催）事業で使用するとき。
(2) 国又は地方公共団体が使用するとき。
(3) 区内のふれあいのまちづくり協議会等の住民組織が地域への奉仕活動もしくは地域活性化につながる活動において使用するとき。
(4) その他，公益上の観点から区長が無償とすることが適当であると認めるとき。
４　利用料は，区が発行する納付書により，区が指定する期日までに納付しなければならない。
５　既納の利用料は返還しない。ただし，区長が特別の理由があると認めるときは，その全部または一部を返還することができる。

（貸出方法等）
第１０条　着ぐるみの貸出承認を受けた者（以下，「借受者」という。）は，原則として区役所において着ぐるみを受け取るものとする。

（使用上の遵守事項）
第１１条　借受者は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 『「なぁタン」着ぐるみ取扱説明書』の記載事項を遵守し，適切に使用すること。
(2) 着ぐるみを第三者に譲渡し，又は転貸しないこと。
(3) 申込書の記載どおりに使用すること。
(4) 貸出期間を遵守すること。
(5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
(6) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
(7) その他区長が付した条件に従って使用すること。

（貸出承認の取り消し）

第１２条　区長は，借受者が前条に掲げる事項を遵守しないとき，又はこの要綱の規定に違反したときは，貸出の承認を取り消すことができる。

２ 前項の場合において，既に貸し出しているときは，区長は返還を命じるものとし，借受者は直ちにこれに応じなければならない。

（損害賠償）

第１３条　借受者は，着ぐるみの使用に関し，借受者の責めに帰すべき事由により，本市又は第三者に損害を与えた場合は，借受者の責任において速やかにその損害を賠償しなければならない。

（原状回復）

第１４条　着ぐるみを破損，汚損又は滅失した場合は，借受者の責任と負担により，補修，クリーニングその他必要な処置を行い，原状に回復しなければならない。又は，その損害を賠償しなければならない。

（市の責任）

第１５条　着ぐるみの貸出の承認に起因して，借受者が被った損害，又は借受者が第三者に与えた損害に対しては，市は一切の責任を負わない。

（個人情報の取り扱いについて）

第１６条　市は，申込書に記載された個人情報に関して，個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守して取り扱う。

（補則）

第１７条　この要綱に定めるもののほか，着ぐるみの取扱いについて必要な事項は，区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年３月１日から施行する。